

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1365号)

平成28年12月7日

横情審答申第1365号

平成28年12月7日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年5月11日建建安第128号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」の一部開示決定に対する審
査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年4月7日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求文書は、平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、平成20年10月22日にまちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築局建築指導部建築安全課。以下「建築審査課」という。）に引き継がれている。
- (2) 本件請求文書のうち、個人の名前、住所、所在地、電話番号、建築確認番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、建築基準法道路種別の開発許可番号、確認番号、個人印の印影、付近見取図、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、写真上の車のナンバープレート、登記簿上の不動産番号、登記簿上の家屋番号及び公図については、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当し非開示と判断した。また、本件請求文書に係る非開示部分は、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人（以下「請求人」という。）が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件請求文書は、裁判所及び実施機関の関係部署において既に公にされている情報であるため、開示すべきである。実施機関は、本件請求文書に係る事象をねつ造していると考えている。
- (3) 実施機関からの弁明書に記載されている内容については、市民からの相談であることを確認しておらず、資料調査及び現地調査も行っておらず、写真の撮影も行っておらず、かつ、調査確認もしないため、文書をねつ造し偽造を施し、隠ぺいをしていると考えている。
- (4) 請求人は、実施機関は業務遂行を怠ったにも関わらず、文書内容を読み取れないように、個人の名前、所在地等を隠ぺいするなど、ねつ造し増量したうえで正当化を謀っていると考えている。
- (5) 実施機関は、条例第7条第2項第2号ただし書のアからウまでを無視し、一部開示決定により隠ぺいを図ったと考えている。
- (6) 黒塗りを施された文書で開示をされたことから、請求人は文書の受け取りを拒否しており、是正された上での開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 建築相談に係る事務について

横浜市では、市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（以下「建築安全課」という。）へ提供し、相談案件を引き継ぎ、建築安全課では初期指導を行っている。

なお、平成20年当時は、相談があった建築物及び敷地について建築基準法の違反が認められる場合には、建築審査課が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

(2) 本件請求文書について

本件請求文書は、平成20年10月10日に旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、平成20年10月22日に

建築審査課に引き継がれている。

(3) 本件請求文書の作成状況について

本件請求文書の作成状況について平成28年10月14日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

ア 請求人は実施機関に対し、開示された文書は偽造やねつ造であると主張しているが、そのような事実はない。

イ 実施機関が黒く塗抹した部分は、条例に基づき開示、非開示等を判断した結果、非開示情報に該当する部分である。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関が条例第7条第2項第2号に該当するとして、黒く塗抹した部分について、審査会が見分したところ、次のとおりであった。

(ア) これらの実施機関が非開示とした部分のうち、個人の名前、住所、所在地、電話番号、案内図、用途地域等の地図、建築基準法道路種別の地図、認定路線図、道路台帳平面図上の建物名、用途地域等の地図上の建物名、個人印の印影、付近見取図、写真上の車のナンバープレート及び公図については、具体的な氏名、番地名、相談対象となった所在地等を含む内容であり、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文前段に該当する。

(イ) また、非開示とした部分のうち、建築確認番号、建築基準法道路種別の開発

許可番号、確認番号、確認済証番号、中間検査合格証番号、検査済証番号、登記簿上の不動産番号及び登記簿上の家屋番号については、実施機関等において当該相談案件を特定するために年度や住所の区ごとに付設された番号又は公示されている番号であり、相談対象となった建築計画概要書等で使用されている。これらの番号については、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、一般に入手可能な他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであり、本号本文前段に該当する。

ウ 請求人は、裁判所及び実施機関の関係部署において既に公にされている情報であるため開示すべきであり、実施機関は条例第7条第2項第2号ただし書アからウまでを無視している、とも主張しているため、本号ただし書の該当性について、次に検討する。

請求人は、本件請求文書について既に公にされている情報であるため開示すべきであると主張しているが、当審査会における先例答申第1356号（平成28年11月9日）で示すとおり、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴訟記録の閲覧制度が設けられていること等をもって、条例第7条第2項第2号ただし書アに定める「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとはいえず、本号ただし書アには該当せず、その主張は認められない。

また、本件において非開示とした部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とはいえず、同号ただし書イに該当しない。また、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分でもないことから、同号ただし書ウにも該当しない。

よって、これらの非開示部分は、条例第7条第2項第2号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 前記イ(ア)及び(イ)において説明のあったとおり、これらの部分について実施機関が黒く塗抹し非開示とした理由は、条例第7条第2項第2号に規定する非開示情報に該当するためである。そのため、資料調査等を行っておらず、かつ、調査確認もしていないため、文書をねつ造し偽造を施し、隠ぺいをしているという請求人の主張は認められない。

また、条例に基づき開示、非開示を判断し、非開示情報について黒く塗抹しているという実施機関の事務説明からは、偽造やねつ造の事実を疑わせる事情は認めら

れなかった。

オ したがって、条例第7条第2項第2号に該当するとして、実施機関が当該部分を非開示とした判断は、是認できる。

(5) その他

請求人は、実施機関は本件請求文書の作成に関して、資料調査及び現地調査も行っておらず、写真の撮影も行っておらず、また、本件請求文書については、偽造、ねつ造があった、と主張している。

しかしながら、当審査会の役割は、実施機関からの情報公開及び個人情報保護に関する事項に関する諮問について調査審議し、その結果を当該実施機関に答申するというものであり、個別の文書に記載された内容の真偽について判断する機能を有する機関ではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年5月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年5月19日 (第196回第三部会) 平成28年5月26日 (第290回第一部会) 平成28年5月27日 (第293回第二部会)	・諮問の報告
平成28年6月7日	・実施機関から弁明書(追加)の写しを受理
平成28年6月13日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年8月26日 (第298回第二部会)	・審議
平成28年9月9日 (第299回第二部会)	・審議
平成28年9月23日 (第300回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成28年10月14日 (第301回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年10月28日 (第302回第二部会)	・審議
平成28年11月9日 (第303回第二部会)	・審議